

介護老人福祉施設重要事項説明書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 03 (3679) 3759

担当 生活相談員 齋藤 崇生 ・ 高橋 大輔

※ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

2. 特別養護老人ホーム 瑞江特別養護老人ホームの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	瑞江特別養護老人ホーム
所在地	江戸川区瑞江1丁目3番12号
指定番号	1372300374

(2) 職員体制 (令和7年8月現在)

	資格	常勤	兼務	非常勤	計
管理者		1			1
医師	医師			2	2
生活相談員	社会福祉士・介護支援専門員	1	2		3
介護支援専門員	介護支援専門員	1			1
管理栄養士	管理栄養士	1			1
機能訓練指導員	柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師	1			1
事務職員		2	1		3
ボランティアコーディネーター	社会福祉士		1		1
看護・介護職員	看護師	1		3	4
	准看護師				
	介護福祉士	17	1	1	19
	介護職員初任者研修以上	3		15	18

(3) 施設の設備概要

定員	88名（内短期入所8名）			
居室	4人部屋	17室	静養室	1室
	2人部屋	7室	医務室	1室
	1人部屋	6室	食堂	3室
			リハビリ室	1室
浴室	一般浴	リフト浴	特殊浴槽	

3. サービスの内容

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 施設サービスの立案 | ⑨ 娯楽・レクリエーション |
| ② 食事 | ⑩ 特別食の提供 |
| ③ 入浴 | ⑪ 理容サービス |
| ④ 介護 | ⑫ 日用品パックの提供 |
| ⑤ 機能訓練 | ⑬ 預かり金管理サービス |
| ⑥ 生活相談 | ⑭ クラブ活動・季節行事等 |

⑦ 健康管理

⑮ その他

⑧ 洗濯

4. 利用料金

当施設が提供するサービスについて

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

契約書第5条、重要事項説明書及び施設サービス利用書のサービス内容①～⑤参照

(2) 利用料金の全額を利用者に負担していただく場合

契約書第6条、重要事項説明書及び施設サービス利用書のサービス内容⑪～⑮参照
があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

・下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と、食事・居住にかかる標準自己負担額をお支払いいただきます。

1日あたりの施設サービス費利用料金（多床室）

※1割負担

（単位：円）

1、利用者の要介護度とサービス料金	要介護1 6,420	要介護2 7,183	要介護3 7,978	要介護4 8,741	要介護5 9,493
2、うち介護保険から給付される額	5,778	6,464	7,180	7,866	8,543
3、サービス利用に係る自己負担額(1－2)	642	719	798	875	950
4、食事に係る標準自己負担額	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
5、居住に係る標準自己負担額	950	950	950	950	950
6、自己負担額合計(3＋4＋5)	3,092	3,169	3,248	3,325	3,400

※2割負担

（単位：円）

1、利用者の要介護度とサービス料金	要介護1 6,420	要介護2 7,183	要介護3 7,978	要介護4 8,741	要介護5 9,493
2、うち介護保険から給付される額	5,136	5,746	6,382	6,992	7,594
3、サービス利用に係る自己負担額(1－2)	1,284	1,437	1,596	1,749	1,899
4、食事に係る標準自己負担額	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
5、居住に係る標準自己負担額	950	950	950	950	950
6、自己負担額合計(3＋4＋5)	3,734	3,887	4,046	4,199	4,349

※3割負担

(単位：円)

1、利用者の要介護度とサービス料金	要介護1 6,420	要介護2 7,183	要介護3 7,978	要介護4 8,741	要介護5 9,493
2、うち介護保険から給付される額	4,494	5,028	5,584	6,118	6,645
3、サービス利用に係る自己負担額(1－2)	1,926	2,155	2,394	2,623	2,848
4、食事に係る標準自己負担額	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
5、居住に係る標準自己負担額	950	950	950	950	950
6、自己負担額合計 (3＋4＋5)	4,376	4,605	4,844	5,073	5,298

介護保険施設に入所中の方で、下記の第1～3段階の要件に該当する方は、申請により食費・居住費の負担限度額認定を受けられます。

(単位：円)

普段段階	対象者(世帯全員が住民税非課税)	預貯金等の基準額	食費	居住費
第一段階	老齢福祉年金受給者の方	単身で1,000万円以下 夫婦で2,000万円以下	300	0
第二段階	前年の合計所得と年金収入の合計が80.9万円以下の方	単身で 650万円以下 夫婦で1,650万円以下	390	430
第三段階①	前年の合計所得と年金収入の合計が80.9万円超120万円以下の方	単身で 550万円以下 夫婦で1,550万円以下	650	430
第三段階②	前年の合計所得と年金収入の合計が120万円超の方	単身で 500万円以下 夫婦で1,500万円以下	1,360	430

この他、各加算の取り扱いについては介護保険給付の取扱いに応じた料金が発生しますのでご了承下さい。内容に関しては下記の通りです。

- ※ 日常生活継続支援加算・・・1日につき約392円に負担割合を乗じた額
 看護体制加算(Ⅰ)・・・1日につき約43円に負担割合を乗じた額
 精神科医療養指導加算・・・1日につき約54円に負担割合を乗じた額
 夜勤職員配置加算(Ⅰ)・・・1日につき約141円に負担割合を乗じた額
 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)・・・1月につき約545円に負担割合を乗じた額
 協力医療機関連携加算・・・1月につき約545円に負担割合を乗じた額
 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)・・・1月につき約109円に負担割合を乗じた額
 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)・・・1月につき約54円に負担割合を乗じた額
 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)・・・1月につき約109円に負担割合を乗じた額
 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)・・・所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定

個別機能訓練加算(Ⅰ)・・・1日につき約130円に負担割合を乗じた額
個別機能訓練加算(Ⅱ)・・・1月につき約218円に負担割合を乗じた額
療養食加算・・・1食につき約65円に負担割合を乗じた額
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)・・・1月につき約32円に負担割合を乗じた額
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)・・・1月につき約141円に負担割合を乗じた額
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日45日前～31日前)・・・1日につき約784円に負担割合を乗じた額
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日30日前～4日前)・・・1日につき約1,569円に負担割合を乗じた額
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日の前々日、前日)・・・1日につき約7,412円に負担割合を乗じた額
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日)・・・1日につき約 13,952円に負担割合を乗じた額
外泊時費用・・・1日につき約2,681円に負担割合を乗じた額
初期加算・・・1日につき約327円に負担割合を乗じた額
安全対策体制加算・・・入所時に1回、218円に負担割合を乗じた額

※介護保険からの給付額に変更があった場合には、変更された額に合わせて入居者の負担額を変更します。施設の加算については随時変更になりますので担当者に確認して下さい。

(2) 利用料金の全額を利用者に負担していただく場合

理容サービス、日用品パック、預かり金管理サービス、その他については別途料金がかかります。

(3) 支払方法

支払い方法は口座引き落としとさせていただきます。毎月10日までに前月分の利用料金が確定し、26日に引き落としとなります。ご不明な点はお問い合わせください。

5. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) 退所手続き

①入居者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の1ヶ月前までにお申し出ください。入所契約終了、契約の解除、入居者の退所時の義務などは、契約書第16条、17条、18条、19条に記載がありますので、よくお読みください。

6. 施設利用のお約束

面会

予約制で実施しております。面会の際は1階事務室で面会簿に必要事項を記入してください。

外泊・外出

あらかじめの日時を職員に伝えてください。外泊や食事をされる外出に関しては、各階備え付けの用紙に必要事項を記入し職員にお渡しください。

飲酒

休肝日（毎週水曜日）以外は食事時に飲酒できます。

喫煙

施設内は全面禁煙となっております。

宗教活動等

当施設の職員や他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動はできません。

金品・貴重品の管理

基本的には個人で行っていただきますが、集団生活の中で無用のトラブルを避けるため、また、管理が難しい方に関してはお預かりすることもできます。

7. 緊急時の対応

入居者の方の状態に変化等があった場合には、医師に連絡する等必要な措置を講ずる他、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先

氏 名

住 所

電話番号

続 柄

8. 非常災害対策

防災時の対応

消防計画を策定し、江戸川消防署・瑞江出張所と連携を密にし、椿親和会、椿東町会、谷河内南町会とも応援協定を締結し、入居者の安全確保に努めています。

防災設備

①消火器 ②スプリンクラー設備 ③自動火災報知設備 ④非難器具設備
⑤非常警報器具及び非常警報設備 ⑥誘導灯及び誘導標識 ⑦自家発電設備

防災訓練

毎月1回実施しています。

防火責任者

防火管理者 日方啓正

9. 第三者評価の実施状況について

東京都福祉サービス第三者評価を毎年実施しております。詳細につきましては当施設ホームページより確認できます。

10. サービス内容に関する相談・要望・苦情

入居者相談担当 生活相談員 齋藤 崇生 ・ 高橋 大輔
苦情解決第三者委員 1) 須賀 徹
電話) 03 (3670) 5294

2) 中山 隆司
電話) 03 (3670) 0207

江戸川区介護保険課 事業者調整係
電話) 03 (5662) 0032

東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口担当係
電話) 03 (6238) 0177

11. 当施設の概要

名称 社会福祉法人 瑞光会
代表者役職・氏名 理事長 小川 勝
管理者役職・氏名 施設長 高崎 賢一
本部所在地 江戸川区瑞江1丁目3番12号
電話番号 03 (3679) 3759
FAX 03 (3679) 3769

定款に定めた事業

1. 特別養護老人ホーム
2. 老人短期入所事業
3. 老人デイサービスセンター
4. 障害福祉サービス事業の経営
5. 居宅介護支援事業
6. 地域包括支援センター
7. 江戸川区虚弱者向け配食サービス事業
8. 認証保育所事業

契約をする場合は、以上のことを確認すること。

令和 年 月 日

介護老人福祉施設瑞江特別養護老人ホームに入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 江戸川区瑞江1丁目3番12号

名称 社会福祉法人 瑞光会
瑞江特別養護老人ホーム

管理者 施設長 高崎 賢一

説明者

所属 瑞江特別養護老人ホーム

氏名 生活相談員

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設瑞江特別養護老人ホームについて重要事項の説明を受けました。

利 用 者

住 所

氏 名

代 理 人

住 所

氏 名